

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（向日市決定） （案）

都市計画道路中 3・4・183 号牛ヶ瀬馬場線を、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・183	牛ヶ瀬馬場線	京都市西京区牛ヶ瀬堂田町	長岡京市馬場井料田	向日市上植野町三ノ坪	約 5,240m (市域約 3,050m)	地表式	2 車線	14m (11～16m)	幹線街路と平面交差 7 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路牛ヶ瀬馬場線は、京都市西京区を起点とし、向日市を經由して長岡京市に至る南北の幹線道路である。

今回、市南東部地域における交通アクセスの強化や交通安全性の確保、この地域におけるまちづくりの誘導を図るため、既存ストックを活用した住環境への影響を最小限に抑える一部ルートの変更及び幅員構成の変更などを行い、早期整備を推進するものである。

変更前後対照表

変更前後	種別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更前	幹線街路	3・4・183	牛ヶ瀬馬場線	京都市西京区牛ヶ瀬堂田町	長岡京市馬場井料田	向日市上植野町地田	約 5,040m (市域約 2,850m)	地表式	2 車線	16m (11～16m)	・起点から向日町上鳥羽線との交差点(W=11m)
変更後	幹線街路	3・5・183	牛ヶ瀬馬場線	京都市西京区牛ヶ瀬堂田町	長岡京市馬場井料田	向日市上植野町三ノ坪	約 5,240m (市域約 3,050m)	地表式	2 車線	14m (11～16m)	・起点から向日町上鳥羽線との交差点(W=11m) ・向日市内の一部区間の幅員を変更(W=14m)

理 由 書

都市計画道路牛ヶ瀬馬場線は、京都市西京区を起点とし、向日市を經由して長岡京市に至る南北の幹線道路であるが、未だ完成していない状況である。

現在、ＪＲ向日町駅へのアクセス道路となる都市計画道路向日町上鳥羽線（京都市域）から都市計画道路伏見向日町線（府道伏見向日線）までの区間については、京都市とともに事業認可を取得し整備に取り組んでいるところである。また、当該区間周辺では、ＪＲ向日町駅東口開設を含む周辺整備事業や向日市森本東部地区土地区画整理事業などの新たなまちづくりが進められているところである。

これらの事業効果を更に高めるとともに、市南東部地域からのＪＲ向日町駅へのアクセス性の向上やこの地域におけるまちづくりの誘導を図るには、都市計画道路伏見向日町線から都市計画道路外環状線までの未整備区間を早期に整備することが必要となっている。

このように、都市計画決定時と比較し、本計画路線を取り巻く状況は大きく変化している。特に、現在の都市計画決定ルートは住宅地を縦断しており、まちづくりの誘導や交通安全性の向上を図る観点から、住環境への影響を最小限に抑えるルートに変更する必要がある。また、周囲の道路状況も変化しており、本変更箇所においては車道２車線を有する森本上植野幹線を供用していることから、この既存ストックを活用するルートの変更及び幅員構成の変更等を実施し、円滑な交通処理、ＪＲ向日町駅への交通アクセスの強化等を図るものである。

なお、変更後の幅員構成については、すでに都市計画変更を行っている京都市境から（都）伏見向日町線までの区間と同様の構成とし、連続性の確保を図るものである。

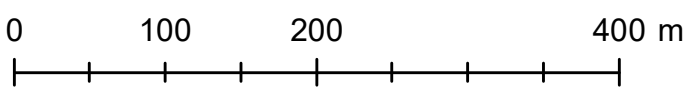
京 都 都 市 計 画 道 路 の 変 更
(向日市決定) 新旧対照図 (縮尺1/5,000)



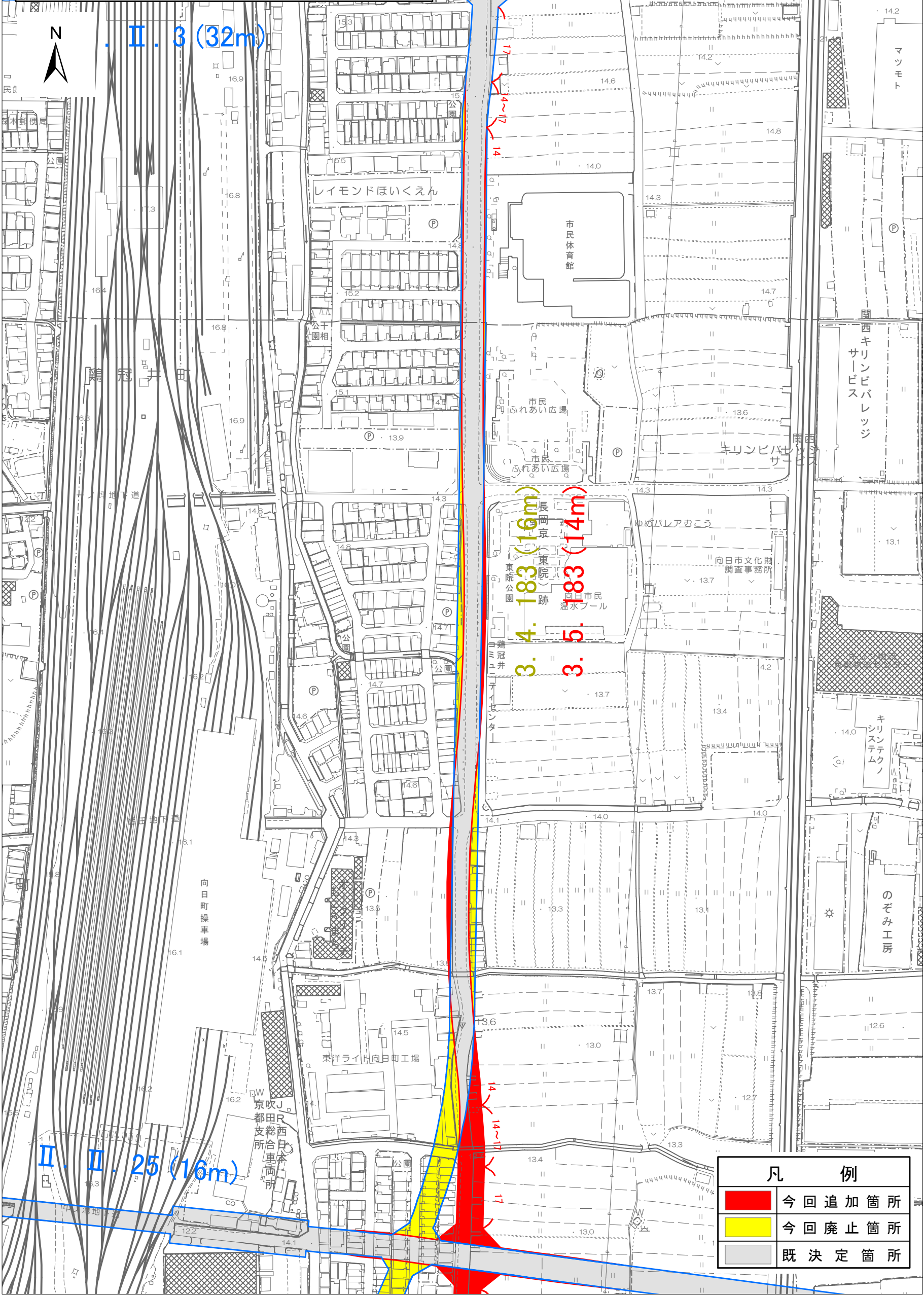
新旧対照図(1/2)

新旧対照図(2/2)

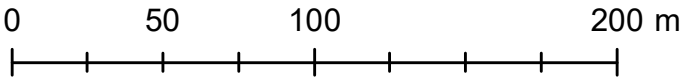
凡 例	
	今 回 追 加 箇 所
	今 回 廃 止 箇 所
	既 決 定 箇 所



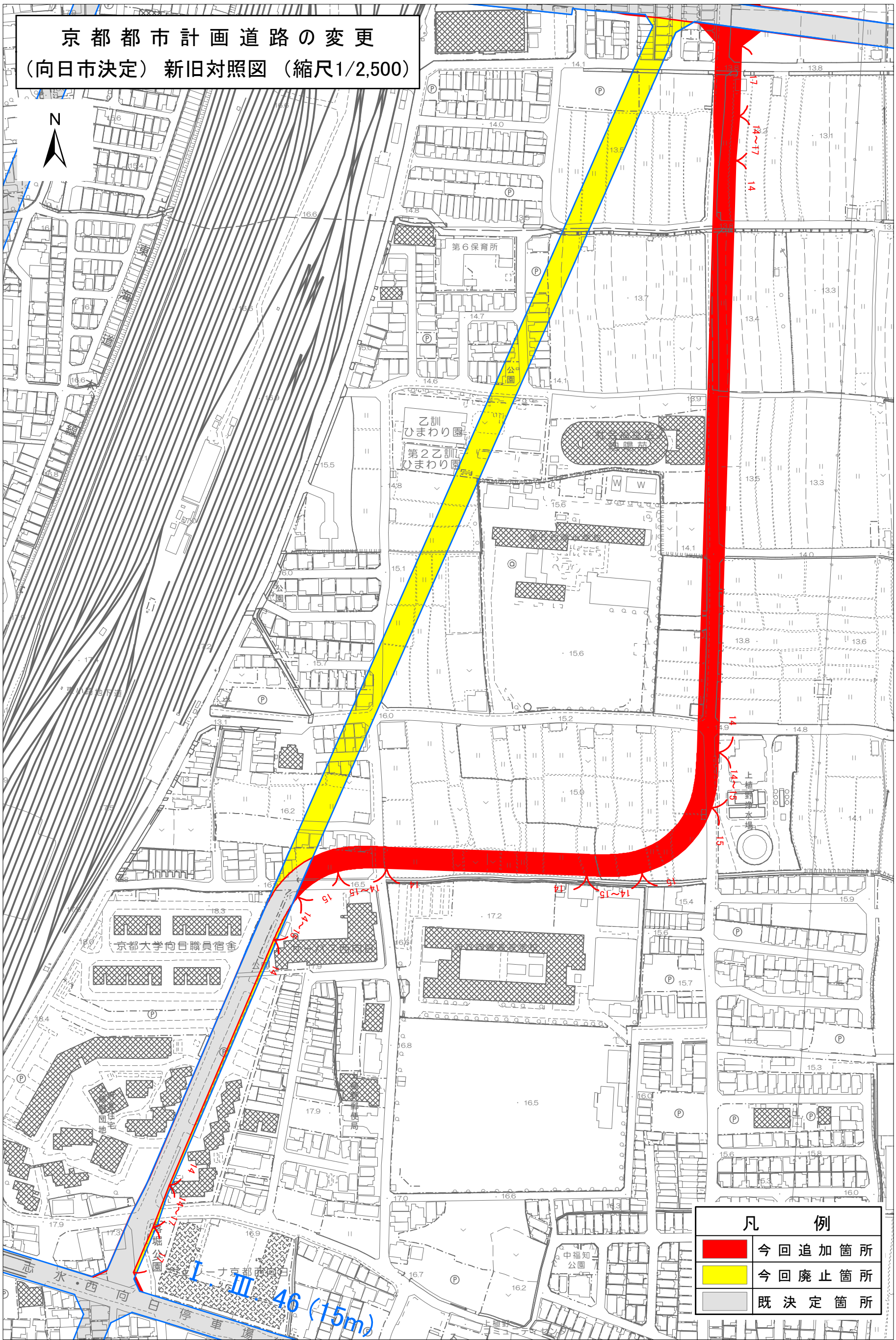
京 都 都 市 計 画 道 路 の 変 更
(向日市決定) 新旧対照図 (縮尺1/2,500)



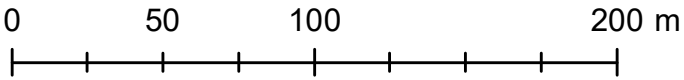
凡 例	
	今回追加箇所
	今回廃止箇所
	既決定箇所



京 都 都 市 計 画 道 路 の 変 更
(向日市決定) 新旧対照図 (縮尺1/2,500)



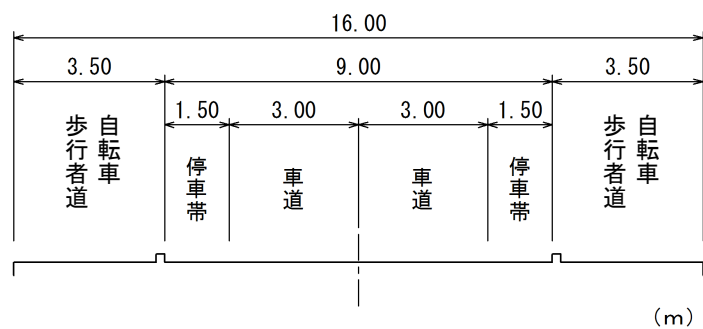
凡 例	
	今回追加箇所
	今回廃止箇所
	既決定箇所



標準断面図 (3・5・183 号牛ヶ瀬馬場線) (案)

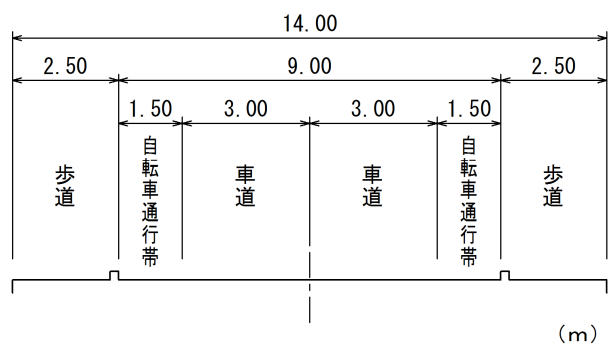
■今回の変更区間

<変更前>

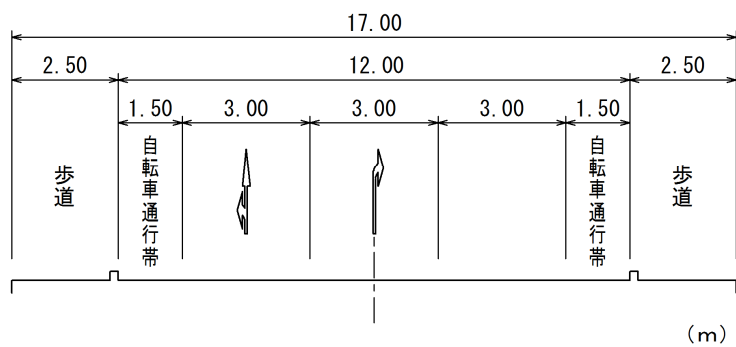


<変更後>

一般部



交差点部



京都都市計画道路牛ヶ瀬馬場線の変更（案）に対する 意見書の要旨及び市の見解

1 対象となる都市計画の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更
（3・4・183号 牛ヶ瀬馬場線）

2 都市計画案の公告縦覧期間

（1）公告日

令和4年2月8日（火）

（2）縦覧期間

令和4年2月8日（火）から令和4年2月22日（火）まで

（3）意見書提出期間

令和4年2月8日（火）から令和4年2月22日（火）まで

2 縦覧者数

13名

3 意見書提出者

6名

4 意見数

26件

京都都市計画道路牛ヶ瀬馬場線に係る都市計画案に対する意見書の要旨及び市の見解

種別	意見の要旨	市の見解
都市計画 ：必要性 同意見数 9	何故、今この道路が必要なのか。	都市計画道路は、交通機能、防災機能、交通安全機能及びライフライン収容機能など、まちづくりにおいて最も重要な役割を担う幹線道路であり、都市計画道路牛ヶ瀬馬場線も、これらの機能を有した都市計画道路として、国により昭和 42 年に都市計画法に基づき都市計画決定された幹線道路です。 この都市計画道路牛ヶ瀬馬場線は、J R 東海道線以东の森本地区、鶏冠井地区、上植野地区を南北に縦断する幹線道路として都市計画決定された計画道路であり、この地域における新たなまちづくりの誘導や、外環状線及び国道 171 号から生活道路への通過交通の流入抑制、通学路等の安全確保などの課題解決を図るため、本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた「第 3 次向日市都市計画マスタープラン」の将来都市構造において、J R 向日町駅周辺や阪急東向日駅周辺などの市中心部へのアクセス性を高め、市内の道路ネットワークの充実を図る「地域連携軸」に位置付けた計画道路です。 本計画道路の周辺では、現在、森本東部地区土地区画整理事業や J R 向日町駅東口開設を含む駅周辺整備事業などの新たなまちづくりが進められていることから、本計画道路を軸に市南東部地域における新たなまちづくりの誘導や J R 向日町駅へのアクセスの向上、さらには歩道整備による通学路等の安全性の向上を図るため、今回、既存道路の市道森本上植野幹線を活用した一部ルートの変更及び幅員構成の変更を行い、早期整備を推進することとしております。 なお、今回の変更は、既存道路の市道森本上植野幹線を活用することで住宅地への影響を最小限に抑えるものであり、住環境の保全
	既存の道路の危険を除去する方が優先ではないか。	
	5 向地域に大きな道路が出来、大型車が通り抜けるという危険の心配があるだけで何のメリットもない。	
	日本電産第 2 本社ビル建設に伴い、早急に付近の交通アクセスの利便性向上を図るためと推測されます。企業優先で拙速な計画変更であり、内容について十分な検討がなされていない。	
	長岡京市は本路線を一部廃止しているとのことで、馬場までつなげることができなくなり、計画当初の交通アクセスの強化という目的が果たせなくなっているのではないかと。	
	上植野浄水場から外環状線に繋がる既存の道路を改修するなどにより、歩行者や周辺住民等の安全を確保する道路の計画を検討してほしい。	
	変更案には反対。	
	小学生・中学生、高校生が利用する道路になり何故安全といえるのでしょうか。	

種別	意見の要旨	市の見解
		及び安全性の向上にも寄与するものと考えております。 また、本変更計画道路及び計画道路に接続する市道とともに安全対策を図り、問題の小学校前を東西に通過する車両を牛ヶ瀬馬場線に適切に誘導することで、通過交通の抑制と歩行者や自転車等の安全性の向上が図られるものと考えております。
都市計画 ：計画変更について(ルート) 同意見数 1	変更前ルートの方が通学路は安全だと思う。	現在、市道森本上植野幹線において、児童が通学路として利用している一部の区間は、片側のみの歩道整備にとどまっている箇所もあり、この区間を変更ルートの一部に活用し、両側に歩道を配した都市計画道路として整備することが、通学路の安全確保に繋がるものと考えております。
都市計画 ：計画変更について(ルート) 同意見数 1	現在確保されている府営住宅上植野団地や京都大学向日職員宿舎内などの道路用地ありきの計画変更は見直しを含めて、検討してほしい。	都市計画道路牛ヶ瀬馬場線は、国により昭和42年に都市計画法に基づき、現在のルートで都市計画決定された幹線道路です。 その後、平成元年に京都大学向日職員宿舎、さらに5年後の平成6年に京都府により府営住宅上植野団地の建設工事が着手され、これらの建設計画につきましては、都市計画法の規制に基づき、牛ヶ瀬馬場線の整備を前提とした建物の配置等がなされています。 今回の計画変更は、市南東部地域における新たなまちづくりの誘導やJR向日町駅へのアクセスの向上のみならず、地域の課題や通学路の安全確保を早期に図るとともに、多くの既存住宅を縦断することによる住環境への影響を考慮し、既存道路の市道森本上植野幹線を活用した一部ルートの変更としております。
都市計画 ：手続きについて 同意見数 1	計画道路の安全対策を含めた詳細な設計が示されていないうちから、計画変更を進めるのは我々利害関係人に対し、非常に不親切な対応である。	道路上に配置する安全施設や工事中の安全対策等の詳細につきましては、都市計画変更の後、事業認可の取得後に、関係機関との協議に基づき決定していくこととなります。 なお、事業認可後において、安全対策を含め工事着手前には説明

種別	意見の要旨	市の見解
		会などを開催させていただく予定としております。
都市計画 ：手続きについて 同意見数 1	影響を受ける住民の意見を聞き、極力住民の合意を得ることが できる計画にしていきたい。	市民の皆様からのご意見につきましては、今回の都市計画変更手 続きの中で、この都市計画法に基づく変更案の縦覧及び変更案に対 する意見書の受付のみならず、変更原案の縦覧に伴う意見書の受付、 原案説明会（全４回）及び公聴会を実施し、幅広くご意見を聴取し ております。 これらの手続きにおいていただきましたご意見を、本市の都市計 画審議会に報告した上でご審議いただき、変更の可否を決定してい く予定としております。
都市計画 ：手続きについて 同意見数 1	もっともっと住民の声を聞く必要があるのではないのでしょうか。	
都市計画 ：手続きについて 同意見数 1	もっと市民に理解出来るようにして下さい。	
都市計画 ：その他 同意見数 1	１０年ほど前に当方を含む当方周辺の住宅の建築許可は出してお いて、「では計画道路ができるから立ち退きなさい。」というのはあ まりにも理不尽。	都市計画道路に関わらず、都市計画施設の区域内における建築物 の建築行為につきましては、都市計画法に基づき許可を受ける必要 がございますが、建築物の階数や主要構造が許可要件を満たしてい れば、建築を許可しなければならないと法で定められており、建築 を不許可とすることはできません。 また、都市計画道路等の区域内又は近接して住居等を取得する際 は、宅地建物取引業法において不動産売買等の売買契約時に、これ ら都市計画を重要事項として買主に説明することとなっております。 市としましては、事業認可の取得後におきまして、計画道路区域 内にお住まいの方々や営農されているの方々に対し、丁寧に対応して いきたいと考えております。

種別	意見の要旨	市の見解
都市計画 ：その他 同意見数 1	各利害関係人に対し、個別のヒアリング等をする機会があるのか。個別の話し合いの場を設けてほしい。	現在、都市計画の変更手続きを進めているところであり、用地測量や道路の詳細な設計を行う段階ではないことから、お伝えできる情報は限られますが、計画道路区域内にお住まいの方々や営農されている方々に対し、丁寧に対応していきたいと考えております。
その他 ：安全対策について 同意見数 4	大型車の通行が前提となった道路になっています。変更道路は小学校や高校の通学路になっている部分があり、児童・生徒の通学の安全に不安を感じます。交差点等危険箇所が増加し、道路幅が広がれば車の速度も増すと想定されます。どのような安全対策を講じていただけるのか。	道路上に配置する安全施設や工事中の安全対策等の詳細につきましては、都市計画変更の後、事業認可の取得後に、関係機関との協議に基づき決定していくことから、いただいたご意見につきましては、今後の協議や詳細設計の参考とさせていただきます。 また、大型車の通行につきましても、安全対策等の詳細と同様に、今後、警察など関係機関との協議により決定されます。
	5 向小に通う児童の安全対策も明らかにして下さい。信号をつけるのかどうか。大型自動車はどのくらい走るのか。児童の通学路とクロスする点はどうなるのか。	
	子ども達が歩く通学路に影響があることが大変不安です。何より子ども達の安全を一番に考えてほしいです。	
その他 ：安全対策について 同意見数 1	現在道路上に駐停車車両が多く見受けられます。自転車通行帯が設けられている箇所でもその上に駐停車されており、自転車が車道にはみ出して通行し非常に危険です。停車帯を無くすことにより、本当に駐停車車両を抑制できるのでしょうか。何か対策は考えておられるのでしょうか。	道路利用者のマナーなどにつきましては、都市計画に関するご意見でないため、見解を控えさせていただきます。 なお、市民体育館周辺において、既に自転車通行帯の整備が完了している区間につきましては、関係法令に基づき駐車禁止区域に指定されており、今回の変更により整備される自転車通行帯区間につきましても、事業認可の取得後、警察など関係機関との協議により決定されます。

種別	意見の要旨	市の見解
その他 ：環境対策について 同意見数 1	環境アセスメントはどうなるのか。	環境省により定められた環境アセスメントの対象となる事業は、道路や河川を含む 13 種類の事業とされています。 ただし、道路につきましては高速自動車道路、首都高速道路、一般国道、林道が位置付けられており、牛ヶ瀬馬場線は都市計画道路であつても一般市道であることから、環境アセスメントの対象とはなっておりません。 しかしながら、事業化の際は、必要に応じ交通量などの調査を検討する必要があると考えております。
その他 ：環境対策について 同意見数 1	現在幹線道路に接していない変更後の道路沿いの家については、著しい生活環境の変化があります。大型車の通行による振動や騒音、排気ガスの影響等不安を大きく感じます。どの程度の影響が想定されるのか、対策はしていただけるのか。	
その他 ：補償について 同意見数 2	計画道路用地にぎりぎり範囲外となる当方の家屋についても、何らかの補償を考えてほしい。	現在、都市計画の変更手続きを進めているところであり、用地買収の範囲などが確定していないことから、補償等につきましてお答えできる段階ではございません。 なお、計画道路区域内の建築物や用地の補償につきましては、その時点の価値によって算定することと国により定められており、事業の認可後、個別に交渉させていただくこととなります。
	ちょっとでも用地に被る場合、全ての用地を買い取ってもらいたい。 ルート上にある宅地・用地の方には納得できる補償をお願いします。	